

# 子育て支援をめぐる言説の分析<sup>1</sup>

## —ジェンダーの視点から—

人文学部 教育・臨床心理学科 教授 藤 田 由 美 子

### 1. 問題の所在

本稿は、少子化対策にかかる公的文書における子育て支援をめぐる言説について、ジェンダーの視点から分析することを目的としている。

出生数および出生率の減少、いわゆる「少子化」は、政府によって危機として捉えられている。すなわち、労働人口の減少に伴う「現役世帯」の（社会保障の）負担増、経済や市場の規模縮小や経済成長率の低下が懸念されている。「少子化社会対策大綱」（2004年策定、2015年改定）において、子育て支援の必要性がうたわれ、2013年に制定され2015年度以降施行の「子ども・子育て支援新制度」として具現化されている。それにもかかわらず、「待機児童」の問題は今なお解決しない等、子育てをめぐる諸問題の出口は見えない状況にあると考えられる。

ジェンダーの視点による子育て支援に関する研究は、施策の分析（中井2008）、ジェンダーの視点からの考察（茂木2007）、子育てに従事する親・家族の意識あるいは行動についての研究（三村・力武2007）、諸外国の子育て支援施策の紹介・分析（木脇・太田2015、楊2018）等が行われている。おおむね、子ども・子育て支援新制度の施行直前の2000年代後半と、施行後の2010年代半ば以降に、研究論文が集中していることから、制度の転換点が重要と捉えられていることがうかがえる。

子ども・子育て支援新制度の策定をめぐり、幼児教育に関する言説構造の変化も重要だろう。2010年代半ばに入り、OECDの*Start Strong IV*（2012）、ヘックマンの『幼児教育の経済学』（2015）の刊行に象徴されるように、「質の高い幼児教育は国家の経済的損失を軽減する」という言説が力をもつようになった。上記の言説は、日本の子育て支援をめぐる言説に影響をもたらしたのだろうか。

本稿では、子育て支援施策において何が重視され何が等閑視されてきたのか、政策決定にかかわる諸資料を用いて、ジェンダーの視点からの言説分析を行い、明らかにする。

2010年1月に少子化社会対策基本法にもとづく大綱として公表された「子ども・子育てビジョン ～子どもの

笑顔があふれる社会のために～」（以下「ビジョン」）では、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」への転換が謳われた。「ビジョン」では、1994年のエンゼルプラン以来講じられてきた少子化対策が、子どもや若者の育ちや生活の視点に立っていなかったために目に見える成果としてあらわれてこなかったと述べられた。また、「チルドレン・ファースト」を掲げるなど、「子ども」の視点が示された。しかし、2015年に「少子化社会対策大綱」として改められた際には、再び「少子化対策」が強調されていると思われる。その背景には、「少子化危機突破タスクフォース」等の影響があるものと考えられる。

そこで、本稿では、2004年・2010年・2015年の各期における「少子化社会対策大綱」とともに、「少子化危機突破タスクフォース」による提言等を対象に、テキストの量的・質的分析による言説分析を行った結果を提示する。この分析により、日本社会における「子育て支援」においては何が求められているのか、その構造および変遷を明らかにすることができるだろう。

### 2. 研究方法論

#### (1) 言説分析

言説とは、ディスコース（discours）の訳である。もともと言語学的用語で、一つのメッセージを形成する言語表現の総体をあらわす。1960年代以降、フーコー（Foucault, M.）によって、「特定の社会的・文化的な集団や関係性に強く結びつき、それによって規定される言語表現（言表）の総体」という意味が加わった（Foucault 1969 = 2012）。

1980年代以降、教育研究はフーコーの影響を受けてきた。「教育的なるもの」の問い直し、社会構築主義にもとづく研究におけるその知見の応用、等である。近年では、言説の背後にある権力関係を考察することをめざす批判的言説分析（CDA）の展開もみられる（日本教育社会学会2018、pp.218-9）。

## (2) 子育て支援をめぐる言説分析の意義

人間社会においては、子育ては単に、親による養育行為にとどまらない。その社会で共有されている子ども観・家族観・子育て観等により、子育てのあり方は規定されている。そして、子育て支援は、子育てについてのサービスを提供するものである点において、まさしく社会的な営みである。

上記を踏まえると、子育て支援をめぐる言説の分析には、下記の意義があると考えられる。第一に、子育て支援をめぐる言説を分析することによって、日本社会における子ども・家族・ジェンダーにかかわる観念をあぶり出すことが可能である。第二に、子育てをめぐる諸問題の改善・解消に有効な視点を提示するために、現状の子育て支援言説を明確にすることは有意義だと考えられる。

表 分析対象とする資料

NO.	資料名	公表年
1	少子化社会対策大綱（以下、「大綱①」）	2004
2	子ども・子育てビジョン（以下、「ビジョン」）	2010
3	少子化社会対策大綱－結婚・妊娠・子供・子育てに温かい社会の実現を目指して－（以下、「大綱②」）	2015
4	「少子化危機突破」のための提案（以下、「提案」）	2013
5	少子化危機突破タスクフォース（第2期）とりまとめ（以下、「とりまとめ」）	2014
6	少子化克服戦略会議 提言－「少子化－静かなる有事－へのさらなる挑戦」－（以下、「提言」）	2018

## (3) 「ジェンダーの視点」を導入することの意義

子育て支援をめぐる重要な問題には、ジェンダーの視点から検討すべき課題が多い。たとえば、母親と父親の育児・家事分担、子育て期にある女性の就労、父親の育児休業取得、といった問題は、しばしば、「男は仕事、女は家庭」という「伝統的」な「性別役割分業意識」との関連で論じられる。この「性別役割分業意識」自体、社会的・文化的につくられた、性についての観念の一部である。

「子ども・子育て支援新制度」のスタート以降、「子育て支援」をめぐる施策は、「女性の活躍」や「働き方改革」との関連で進められてきた。それは、ジェンダーの視点からみるといかなる構造なのか。したがって、新制度施行以降の政策文書などを対象に、「ジェンダーの視点」から「子育て支援」をめぐる言説を詳細に分析することの意義は大きいと考えられる。

## 3. 分析対象および方法

### (1) 分析対象

本研究においては、子育て支援に関連する諸政策の基

盤を構成する資料、つまり、「少子化社会対策」に関する2013年以降の会議資料および報告書を、主たる分析対象とする。本稿では、これらのうち「少子化社会対策大綱」と「少子化危機突破タスクフォース」を対象とした。

### (2) 分析方法

#### 1) テキストマイニングによる頻出語の構造分析

分析対象資料において「何が語られているか」を明らかにするための手がかりとして、頻出語およびそれらの相互関連性を析出することを目的に、テキストマイニングを実施した。使用アプリケーションは、Mac版KH Coder<sup>32</sup>である。

#### 2) キーワードが用いられる文脈の質的分析

当該資料の目次および本文を対象に、「少子化」「子育て支援」「家庭」「保育」等の主要なキーワードを検索し抽出した。その後、そのキーワードが本文中でどのように用いられているか、解釈を行った。

## 4. 分析結果

### (1) 「少子化社会対策大綱」の言説構造

#### 1) 共通する構造

三つの期の「少子化対策大綱（以下「大綱」）」のテキストマイニングを行った結果を、共起ネットワークとして視覚的にあらわした。それが、図1・図2・図3である。これらの図より、三つの「大綱」に共通する構造は、次の通りである。

第一に、各大綱において、「子育て支援」が、少子化対策の柱として位置づけられていることである。家庭や地域との連携への言及（大綱①）、妊娠・結婚・出産との関連づけ（大綱②）といった違いはみられるものの、「ビジョン」を除く子育て支援が少子化対策の柱として重視されていることがうかがえる。

第二に、「結婚」や「出産」への焦点化がみられることである。この傾向は、「少子化危機突破タスクフォース」による「『少子化危機突破』のための提案」（2013）以降の文書で、より明確にあらわれている。

第三に、仕事と家庭の両立など「労働」への関心はみられるものの、「ワーク・ライフ・バランス」への言及があまりみられないことである。「ワーク・ライフ・バランス」をあらわすキーワードは、「ビジョン」にのみ出現している。本文に注目すると「大綱②」においても言及はみられるものの、共起ネットワークには出現しない。出現頻度が低い、あるいは他の語との関連がないことが考えられる。

以上の分析結果を踏まえ、以下では、「子育て支援」をめぐる言説の基底をなすものと考えられる、「少子化」と「子育て支援」の関係性についての分析結果を示す。

2) 「子育て支援」と「結婚・妊娠・出産」

一方、三つの「大綱」を比較したところ、「子育て支援」における「結婚・妊娠・出産」の関連が次第に強まっていることがわかる。

まず、「大綱①」においては、「子育て支援」は「家庭」「地域」「社会」と同一のサブグループに属しており、かかわりが強いことがうかがえる。一方、「結婚・妊娠・出産」は別のサブグループに属していることから、「子育て支援」との結びつきは間接的である（図1）。

続いて、「ビジョン」においては、「結婚・妊娠・出産」は、「子育て」とは別のサブグループに属しており、か

つ直接の結びつきがみられないと考えられる。それらの語は、別のサブグループである「仕事」「職場」との「両立」や「ワーク・ライフ・バランス」と結びつきがみられる（図2）。

ところが、「大綱②」においては、「子育て支援」「充実」は「結婚」「妊娠」「出産」と同一のサブグループに属している。これらの語は互いに距離が近く、かつ出現頻度が高い。また、「出産」に別のサブグループに属する「若い」が結びついている。ここから、「妊娠・出産」が若い人の方が望ましい、という考えの存在が示唆される（図3）。

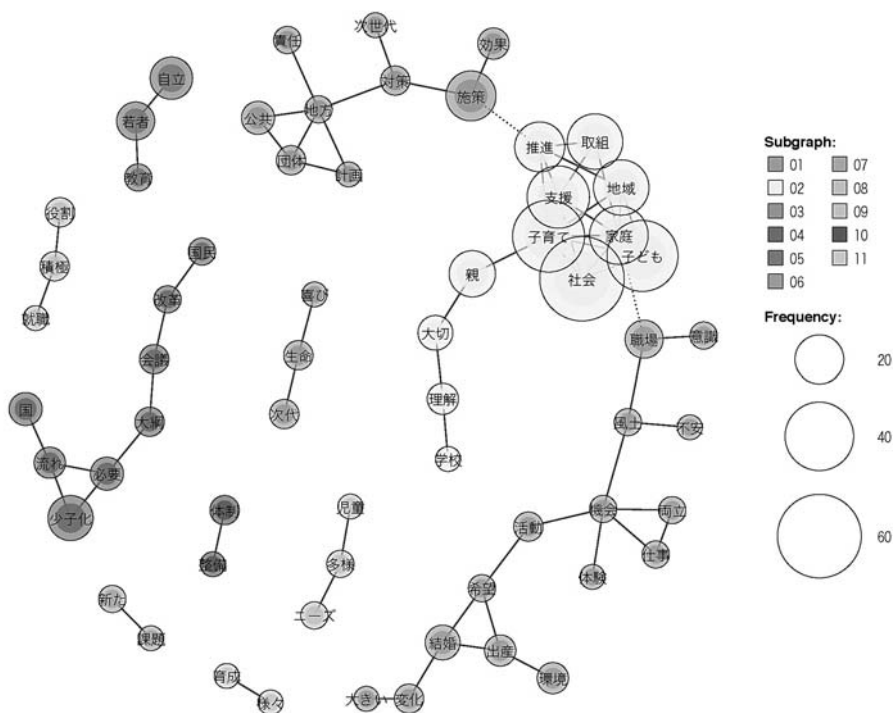


図1：テキストマイニングによる共起ネットワーク（Mac版KH Coder 3による解析）①：「少子化社会対策大綱」（2004）

注：各語を結ぶ実線は同一のサブグループにおける結びつきを、点線は異なるサブグループに属する語の結びつきを示す。また、円の大きさは出現頻度をあらわす。（以下同様）

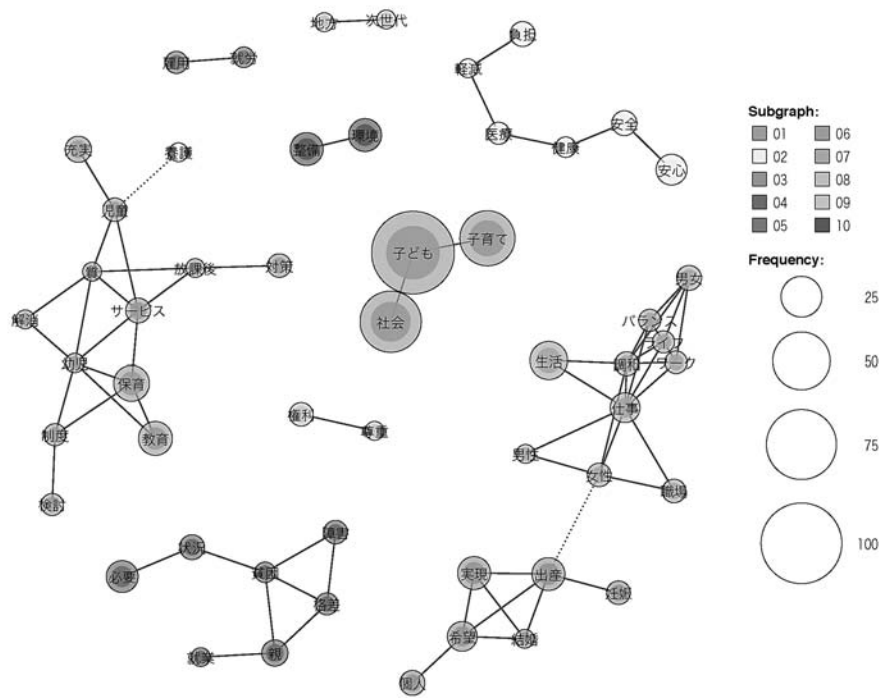


図2：テキストマイニングによる共起ネットワーク (Mac 版 KH Coder 3による解析) ②：  
「子ども・子育てビジョン」(2010)

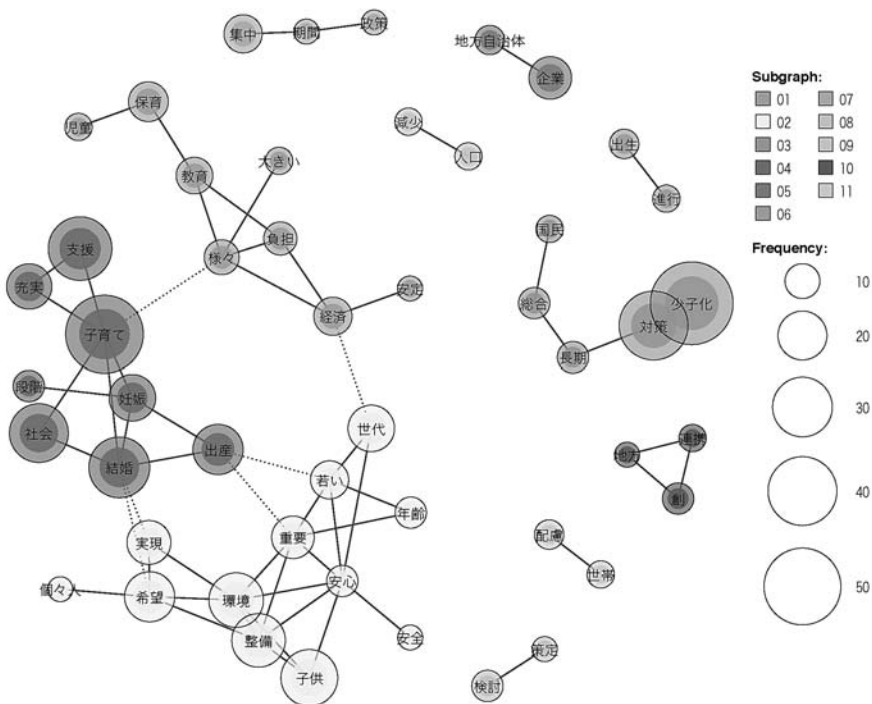


図3：テキストマイニングによる共起ネットワーク (Mac 版 KH Coder 3による解析) ③：  
「少子化社会対策大綱」(2015)

(2) 「少子化危機突破タスクフォース」の言説構造

2013年以降の「少子化」政策における言説では、「少子化」の捉え方に変化が見られる。「少子化危機突破タスクフォース」（以下「タスクフォース」とする）の発足および活動（第1期：2013年3月～7月、第2期：2013年8月～2014年8月）はその象徴である。以下、「『少子化危機突破』のための提案」（以下「提案」、2013年7月公表）以降の、「少子化」と「子育て支援」についての「タスクフォース」の議論をとりまとめた三つの文書の分析結果を示す。テキストマイニングの結果については、図4、図5、図6に示した通りである。

1) 「社会的危機」としての「少子化」／解消のための「結婚・妊娠・出産」

分析の結果、「少子化」にかかわる言説構造は、次の三つの認識から構成されていることが明らかになった。

第一の認識は、「少子化」が「社会的危機」である、という認識である。「提案」の冒頭部分において、「少子化」は「社会経済の根幹を揺るがしかねない」社会的危機であるという認識が示されている。結婚や妊娠・出生については個人の考え方や価値観があるとしつつも、「少子化等による人口構造の変化は、我が国の社会経済システムにも深く関係する問題」（p.1）とした。

第二に、「晩婚」と「少産」が「少子化」の要因であるという認識である。「提言」では、晩婚化が進んでいることや合計特出生率が低いことへの言及がみられた。ここから、「晩婚」と「少産」が、「少子化」の主要な要

因（の一つ）と捉えられていることが推測される。

第三に、「結婚・妊娠・出産」が「少子化」解消策のひとつとなる、という認識である。

共起ネットワークからは、「子ども・子育て支援」の「推進」「強化」「取組」への顕著な言及がみられることがわかる。さらに、「子ども・子育て支援」については、「提案」以降一貫して「地域」と関連していること、「とりまとめ」以降は「結婚・妊娠・出産」との結びつきがみられることが明らかになっている。

このことは、テキストマイニングの結果からもうかがえる。共起ネットワークからは、「結婚」「妊娠」「出産」の出現頻度の高さが特徴的であること、それらが他のどの語と結びつくかに変化がみられることがわかる。

まず、図4より、「提案」においては、「結婚」「妊娠」「出産」の円は小さく、出現頻度は高くない。一方、これらの語は別のサブグループである「少子化」「危機」「突破」のための「対策」との結びつきがみられる。

図5より、「とりまとめ」においては「結婚」「妊娠」「出産」の出現頻度は一層高くなっている。また、「結婚」の語は、「育児」だけでなく「危機」との結びつきがみられる。

図6より、「提言」では、「結婚」「妊娠」「出産」の出現頻度は減少している。一方、同一のサブグループ内に「都市」「地方」「若者」「広域」「場」といった語が出現している。このことから、若者の結婚機会の増加とかかわって言及されていることがうかがえる。

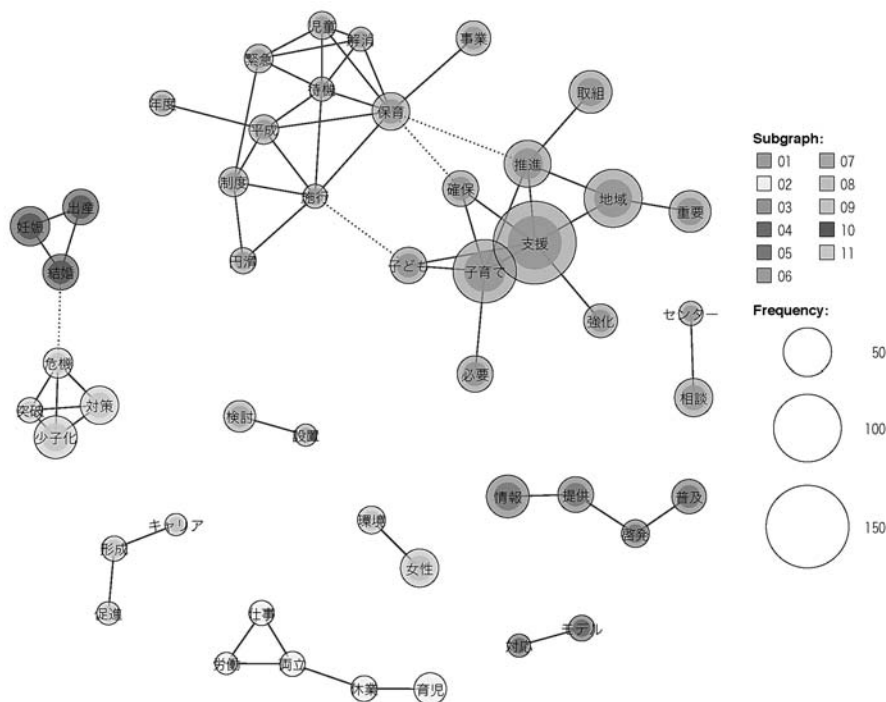


図4：テキストマイニングによる共起ネットワーク（Mac版KH Coder 3による解析）④：「少子化危機突破」のための提案

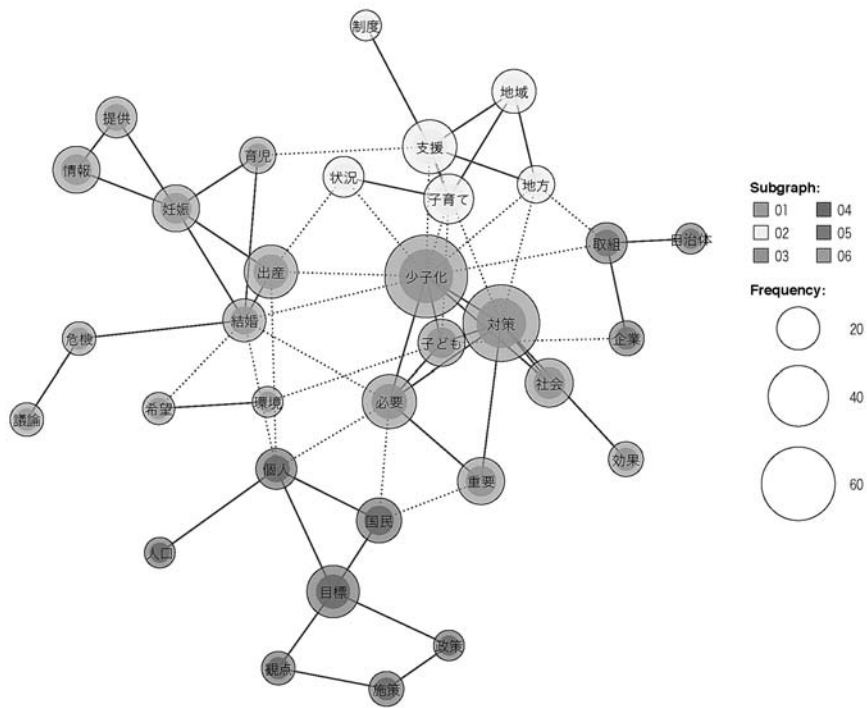


図5：テキストマイニングによる共起ネットワーク (Mac 版 KH Coder 3による解析) ⑤：  
少子化危機突破タスクフォース (第2期) とりまとめ

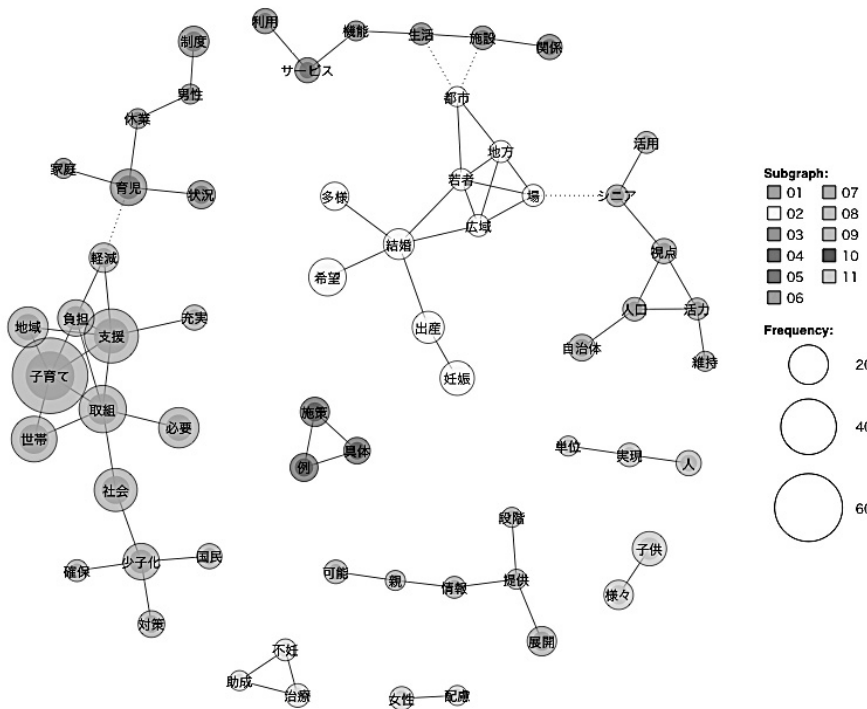


図6：テキストマイニングによる共起ネットワーク (Mac 版 KH Coder 3による解析) ⑥：  
少子化克服戦略会議 提言

(3) 「結婚・妊娠・出産」と「子育て支援」の結びつき

「少子化危機突破タスクフォース」にかかる三つの文書のテキストマイニングにおいて、「結婚」「妊娠」「出産」は常に同一のサブグループに属していた。そこで、当該文書の本文において、これらの語はどのように語られ、「少子化社会対策大綱」につながるのか。以下に述べる。

1) 「少子化危機突破タスクフォース」において

「少子化危機突破タスクフォース」の「提案」(2013年)においては、「緊急対策の柱」として、「子育て支援」「働き方改革」「結婚・妊娠・出産支援」の三つが掲げられていた。ここで、「結婚・妊娠・出産」への関心が示されている。また、「子育て支援」について、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行、「待機児童」問題への対応とともに、「多子世帯への支援」が示されていた。

「結婚・妊娠・出産」への関心については、第2期の「とりまとめ」(2014年)にも顕著であった。ここでは、「妊娠・出産等に関する正確な情報提供」(p.8)等、より具体的な支援策が示されていた。

2) 「少子化社会対策大綱」(2015)において

上記の「タスクフォース」における議論は、2015年3月に改定公表された「少子化社会対策大綱」(以下「大綱②」)にも反映されている。2004年6月にはじめて策定された「少子化社会対策大綱」(以下「大綱①」)と比べると、「結婚・妊娠・出産」に関する対策がより具体的に示されている。たとえば、「IV きめ細かな少子化対策の推進」の「(1)結婚・妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。」のひとつに、次の記述がある。

(教育)

結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるようにするためには、その前提となる知識・情報を適切な時期に知ることが重要である。

妊娠や出産などに関する医学的・科学的に正しい知識について、学校教育から家庭、地域、社会人段階に至るまで、教育や情報提供に係る取組を充実させる。特に、学校教育において、正しい知識を教材に盛り込む取組などを進める。

(「大綱②」p.9、下線は筆者による(以下同様))

結婚・妊娠・出産についての正しい知識を伝達する場としての学校教育の役割については、後述する。

(4) 「子育て支援」における「保育・幼児教育」をめぐる言説の変遷—「少子化社会対策大綱」の質的分析—

2010年代後半以降、質の高い幼児教育を保証することが国家の経済損失を軽減する、という言説が台頭した。たとえば、OECDの*Start Strong IV* (2012)は、幼児期が人間の発達において重要な時期であると述べた上で、幼児教育・保育に対し、カリキュラムや教授法など教育の質、子どもの発達、教職員の質を、総合的に、公的経費を用いて観察する必要があると論じた。また、ヘックマンの『幼児教育の経済学』日本語訳版の刊行(2015)は、質の高い幼児教育が国の経済的損失を減ずる、という言説を定着させたといえるだろう。

日本社会においては、「子育て支援」は「少子化対策」の文脈で重要な政策課題として扱われるようになってきた。2004年・2010年・2015年に公表された「少子化対策大綱」において、「保育」または「幼児教育」はどのように捉えられ、どのように変化してきたか。本節では、「大綱①」「ビジョン」「大綱②」の各大綱における「保育」または「幼児教育」に関する記述を抽出し、比較分析を行う。

1) 「大綱①」：「弾力化・多様化」と「連携」

2004年に公表された「大綱①」の特徴のひとつは、弾力化・多様化の推進である。たとえば、下記には、「待機児童」の増加に対応するための受け入れ児童数の増加、設備等の規制緩和、多様な事業者による保育事業への参入など、弾力化・多様化の手立てが示されている。

待機児童ゼロ作戦の実施により、待機児童の多い都市を中心に、計画的に保育所等の受入児童数の増大による待機児童の解消のための取組を進める。待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、保育所分園の設置促進、園庭を付近の広場・公園で代用可とする扱い等の設置基準の弾力化等の規制緩和措置などを通じて、質の高い認可外保育施設の認可保育所への転換を促進するとともに、保育事業に多様な主体が参入しやすくなるよう条件整備に努める。地域の実情に応じ、PFI方式の活用、公有財産の貸付けや公設民営方式の活用により、多様な事業者の能力を活用した保育所の設置運営を促進する。

(p.13)

また、公立保育所の弾力化や、幼稚園における子育て支援の推進についても言及されている。

公立保育所における延長保育の民間保育所並みの実施を目指し、一時保育、休日保育等多様なサービスのより一層の充実を図るとともに、送迎サービスの推進、病気回復期のため集団保育が困難となる間の

一時預かり等の事業等の推進を図る。また、幼稚園における預かり保育等の子育て支援の推進を図る。  
(p.13)

なお、これらの手立ては、いずれも「待機児童」の増加に対応するためのものである。

もうひとつの特徴は、「連携」への言及である。下記では、幼稚園と保育所の連携のみならず、保幼小連携についても言及されている。

保護者や地域の実情に応じ、幼稚園と保育所のそれぞれの特性を活かしつつ、多様な教育・保育を提供できるよう、職員資格の併有や施設設備の共用など、幼稚園と保育所の連携を進めるとともに、就学前の教育・保育と小学校との連携も進める。  
(p.14)

「大綱①」の公表後、2006年、就学前の教育・保育を一体としてとらえた施設として、「認定こども園」が創設された。ここに、1960年代からしばしば議論が行われてきた「幼保一元化」は、ついに制度化された。

2008年告示の「幼稚園教育要領」「小学校学習指導要領」には、「保幼小連携」が明文化された。その後、「保幼小連携」は「スタートカリキュラム」など「保幼小接続」へと展開していくこととなる。

「大綱①」においては、「幼児教育」の語はみられない。しかし、「(就学前の)教育・保育」という語句が4回登場していることから、幼児教育と保育への視点がうかがえる。

## 2) 「ビジョン」：「質の向上」への言及

「ビジョン」では、「保育」は「サービス」として捉えられている。「子ども手当」と「保育サービスの充実」は、車の両輪として位置づけられている(p. 3)。

また、「ビジョン」においては、「幼児教育」という語がみられる。「幼児教育」は本文中に5回登場し、すべて「保育」と併記されている。ここから、「幼児教育」と「保育」は常に一体的な関係と捉えられていることがうかがえる。

保育所の待機児童を一刻も早く解消するため、既存の社会資源を最大限に有効活用することなどにより、サービスを拡充するとともに、すべての子どもがどこに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めます。(p. 6)

潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消、多様な保育サービス(延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育、事業所内保育等)の充実、人口減少地域における保育機能の維持、幼児教育と保育の質の向上を図ります。(p. 9)

ただし、「ビジョン」においては、保育と幼児教育の「質」をどのように確保するかについて、具体的な手立てへの言及はみられない。

## 3) 「大綱②」：保育の担い手の「量的拡充」と保育の「負担軽減」

「大綱②」においては、これまでの多様な保育の実施などの施策に加え、保育士確保という「量的拡充」への回帰、保育の負担軽減への言及がみられる。

第一に、「保育士確保」に就いて述べる。

「待機児童解消加速化プラン」に基づき、就労希望者の潜在的な保育ニーズにも対応して、保育所等の整備を始め、小規模保育、家庭的保育等の地域型保育事業の活用により待機児童の解消をめざす。また、「保育士確保プラン」に基づき、保育士確保に向けた取組を進める。(p. 5)

保育士確保に触れられている背景には、保育士資格を持ちながら保育士として就業していない「潜在保育士」問題の顕在化が挙げられる。2015年に通知された「保育士確保プラン」においては、保育士試験年2回実施などの養成制度の弾力化の推進、就職促進支援、再就職支援が打ち出されている。

第二に、保育にかかる負担軽減への言及である。

多子世帯や若者子育て世帯における子育て、保育、教育、住居など、様々な面での負担軽減に取り組む。  
(p. 6)

上記は、多子世帯とともに、若年層が子育て負担軽減の対象であることを示している。それは、若年層の低所得と非婚率の高さが指摘されている状況を反映しているものと考えられる。

## 4) まとめ

各期の「大綱」における「保育」「幼児教育」に関する記述からうかがえる施策の志向性は、下記のようにまとめられる。

「大綱①」(2004年)：弾力化と連携

「ビジョン」(2010年)：質の向上

「大綱②」(2015年)：保育の担い手の量的拡充と保育の負担軽減



「大綱①」における記述は、2000年代後半における幼保一元化への議論の活発化を反映しているものと考えられる。「ビジョン」における記述には、当時の政権の目玉政策であった「子ども手当」制度との関連がうかがえる。「大綱②」における記述には、政権交代による経済政策を背景に、保育施設の規制緩和への志向、「新エンゼルプラン」にみられる保育を担う人材の増加への志向がうかがえる。

## 5. 要約および考察

### (1) 要約 — 「子育て支援」の基底にある言説構造—

本稿の分析より、「少子化社会対策大綱」を中心とする近年日本の「子育て支援」に関する公的文書に示されている言説は、以下の特徴を有するといえる。

#### ① 「子育て支援」と「少子化」の関連における転換

第一に、「ビジョン」から「提案」以降では、「子育て支援」と「少子化」の関連に転換がみられることである。「ビジョン」においては、「少子化」対策が有効でないという認識から「子育て支援」に力点が置かれていた。一方、「提案」以降においては、「少子化」を解消するための手立てのひとつとして「子育て支援」が位置づけられていた。

#### ② 「結婚」による家族形成の自明視

第二に、少子化対策の根本として、「結婚」が自明視されていることである。2013年以前の「子育て支援」言説も含め、「結婚」の語は必ず登場している。「提案」および「大綱②」においては、「結婚」に対する支援がさらに強調されている。

重要なのは、「結婚」は「妊娠」「出産」と常にセットとなっていることである。「結婚」は、「妊娠」「出産」の前提であることがうかがえる。

#### ③ 「労働力」への関心

第三に、「子育て支援」への関心の背景として、「労働力」への関心があることである。各文書より、「経済成長」に必要な経済活動の担い手である「労働力」減少への危機感が強いことがうかがえる。たとえば、「提案」では将来の生産年齢人口が減少することへの危機感が示され、「大綱②」には、「働き方改革」として、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍」等への言及がみられる。

### (2) 考察

#### 1) 「少子化対策」としての「妊娠・出産などについての知識提供」について

「少子化対策」をめぐる政府の言説を見る限り、とくに近年の議論においては「結婚」「妊娠」「出産」がクローズアップされていることがわかる。「大綱②」において

は、さらに踏み込んで、学校教育などを通しての妊娠・出産に関する知識の提供などに言及されている。

しかし、果たして、妊娠・出産に関する知識を得ることは、少子化の解消につながるのだろうか。子育ての負担感や、子どもをもつことへの躊躇は、むしろ、経済的要因によるもの大きいと考えられている<sup>3)</sup>。また、後述するように、家族の有無にかかわらず労働者のワーク・ライフ・バランスが保障されていない状況にあることが、「適切な時期における（結婚を前提とする）妊娠・出産」への躊躇をもたらしている可能性もあるだろう。

#### 2) 「ワーク・ライフ・バランス」について

近年、女性活躍推進が謳われるなか、労働者のワーク・ライフ・バランス、つまり「仕事と生活の調和」についての議論が行われている。その論理は、ワーク・ライフ・バランスの実現のために、保育所や保育士など子育て支援にかかる人的資源を拡充する、というものである。しかし、子育て支援にかかる資源の担い手である保育士確保のために、保育士自身のワーク・ライフ・バランスについて十分な考慮がされているとは言いがたい。

2011年度に厚生労働省委託研究として行われた、潜在保育士への調査報告書がある（ポピンズ 2012）。「保育士確保プラン」のたたき台となったこの調査結果からは、保育士自身の「家庭との両立」が重要な問題であることがうかがえる。たとえば、「家庭との両立」を離職理由に挙げる潜在保育士は、年齢が高いほど多い傾向にある。また、30代・40代の潜在保育士では、再就職への不安として「家庭との両立」を挙げる者が多い。

これらの結果からも、子育て支援の担い手である保育士に対しても、ワーク・ライフ・バランスが保障されているとは言いがたい状況にあることが推測できる。ワーク・ライフ・バランスは、保育所等に子どもを預けて働く親のみならず、保育士・幼稚園教師など保育・幼児教育の担い手にも保障される必要があると考えられる。

### (3) 今後の課題

ワーク・ライフ・バランスの問題は、しばしば、家庭内での家事・育児の負担や介護の負担をめぐる問題として、各家族において顕在化する。多くの場合、女性配偶者が家事・育児・介護といった「家庭的責任」を多く担う<sup>5)</sup>。内閣府が実施している「性別役割分業意識」に関する調査結果で性別役割分業に賛成する者の割合は男女ともに減少している<sup>6)</sup>が、そういった数値では表しきれない、ジェンダーの関係性の問題がそこに存在するものと考えられる。

今後は、少子化対策および子育て支援においても、ジェンダーの関係性に由来する問題に注意する必要があるだろう。

## 注

- 1 本稿は、日本乳幼児教育学会第28回大会（岡山コンベンションセンター、2018年12月8日～9日）における研究発表（部会名 研究発表Ⅳ-4 子育て支援4）の当日配布資料をもとに、加筆修正を行ったものである。  
なお、本稿におけるテキストマイニング分析は、あくまで試行的な分析にとどまるものである。精密な分析・考察については、稿を改めたい。
- 2 KH Coder は、テキスト型文章データを分析するためのフリーソフトウェアである。テキストの語の出現頻度およびその結びつきから、テキストの特徴を計量的に明らかにすることができる。詳細は、開発者の樋口耕一氏によるサイト KH Coder Net (<https://khcoder.net/>)、および下記文献を参照のこと。  
樋口耕一、2014、『社会調査のための計量テキスト分析 - 内容分析の継承と発展を目指して-』ナカニシヤ出版。
- 3 たとえば、教育費の負担感が考えられる。筆者の試算（藤田、2019）によると、幼稚園から大学までの子どもの教育費は、幼稚園から高校まで公立校で国立大学を卒業した場合には1,027万円、幼稚園から大学まですべて私立校を卒業した場合には最大2,651万円（私立理系の場合）にのぼる（文部科学省2017「平成28年度子供の学習費調査」、日本政策金融公庫2017「教育費負担の実態調査結果（平成28年度）」より試算）。
- 4 ここでの「親」は、「母親」を前提としている可能性はないか、検討の必要があると考えられる。
- 5 たとえば、2016（平成28）年における6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は1時間23分（うち育児関連時間は49分）であり、妻のそれ（7時間34分、育児3時間45分）とは大きな開きがある（内閣府、2018）。
- 6 2016（平成28）年「男女共同参画社会に関する世論調査」において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した者の割合は、女性37.0%、男性44.7%であり、1979（昭和54）年の女性70.1%、男性75.6%に比べると大幅に減少している。

## 参考文献一覧

- (1) Foucault, M., 1969, *L'Archeologie du savoir*, Gallimard (=2012、慎改康之訳『知の考古学』河出書房新社)。
- (2) 藤田由美子、2019、「子どもの育ちの場の再構築を - 『男女を分けるシステム』を問い直す -」馬居政幸・角替弘規（共編著）『人口減少時代の家族・学校・地域・社会 - 生涯にわたる学びと教えの新たな可能性を求めて -』NSK 出版、pp. 358-365。
- (3) Heckman, J.J., 2013, *Giving Kids a Fair Chance*, MIT Press (=2015、大竹文雄解説 古草秀子訳『幼児教育の経済学』東洋経済新報社)。
- (4) 木脇奈智子・太田由加里2015、「家族支援の比較ジェンダー学研究：第1報」『藤女子大学 QOL 研究所紀要』10(1)、pp. 5-12。
- (5) 厚生労働省、2015、「保育士確保プラン」。
- (6) 三村保子・力武由美、2007、「保育・子育て実践に関する『参加型ワークショップ』を用いたジェンダー・バイアスへの『気づきプログラム』および『評価方法』」『西南女学院大学紀要』11、pp.163-171。
- (7) 茂木利子、2007、「子育て支援のあり方に関する一考察 - 主にジェンダーの視点にもとづいて」『宇都宮大学生涯学習研究センター研究報告』13/14/15、65-82。
- (8) 内閣府、2018、『男女共同参画白書 平成30年版』
- (9) 中井紀代子、2008、「少子化問題と家族政策」『共栄学園短期大学研究紀要』24、pp.53-71。
- (10) 日本教育社会学会編、2018、『教育社会学事典』丸善出版。
- (11) ポピンズ、2012、「潜在保育士ガイドブック - 保育士再就職支援調査事業・保育園向け報告書 -」平成23年度厚生労働省委託事業。
- (12) 楊文山・磯部香（訳）、2018、「台湾における少子化問題と子育て支援政策」『アジア・ジェンダー文化学研究』（奈良女子大学）2、pp.23-33。